

2018年2月23日

株式会社アズ企画設計

代表取締役社長 松本俊人

問合せ先： 専務取締役管理部長 小尾 誠

電話番号 048-298-1720

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社会的責任を自覚しコンプライアンスを徹底し、会社業務の執行の公平性、透明性及び効率性を確保することで、社会から信頼を得る企業として、全てのステークホルダーから評価いただけることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。この目的を永続的に高い再現性を持って実現し続けるために、コーポレート・ガバナンス体制を確立、強化し、有効に機能させることが不可欠であると認識し、今後も成長のステージに沿った見直しを図り「ディスクロージャー(情報開示)」及び「コンプライアンス体制」の強化を図っていく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則について、すべて実施いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松本 俊人	500,000	62.5%
合同会社ヒトプラン	200,000	25.0%

支配株主名	松本 俊人
-------	-------

親会社名	なし
------	----

補足説明

特記事項はありません。

3. 企業属性

上場予定市場区分	JASDAQ
決算期	2月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

現状では支配株主との取引は行っておりませんが、将来において取引を行う可能性が生じた場合は、市場実勢価格等を勘案し、他の一般取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、少数株主に不利益を与えることのないよう適切に対応することとしております。また、支配株主との取引が発生する場合には、法令や社内規程に基づき、取締役会の決議を経たうえで行うとともに、監査役監査等を通じて、適正な取引が行われているかを監視します。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
栢田 由貴	弁護士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説 明	選任の理由
栢田 由貴	○	該当なし	栢田由貴氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する高い知見と経験から法令遵守及びガバナンス強化の観点より、中立的な立場として提言・助言が頂けるものと判断し選任したものです。また、同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員として届け出ております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名以内
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>監査役、会計監査人、内部監査担当者は、監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。</p> <p>具体的には、監査役と内部監査担当者として月次の定例会議を開催しております。また、監査役と会計監査人との会合に内部監査担当者も同席し、相互間で密接なコミュニケーションや意見交換を図っております。</p>

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鳥羽 徹三	他の会社の出身者													
中村 勝典	公認会計士								△					
大山 亨	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鳥羽 徹三	○	該当なし	鳥羽徹三氏は、上場会社で管理部門に在籍してきた経歴から、管理部門での幅広い知識や実務経験を有しており、その知識や実務経験に基づき当社の経営の監督・監視をしていただくために選任しております。また、同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員として届け出ております。
中村 勝典	○	中村 勝典氏が所属するシティア公認会計士共同事務所から当社は、平成17年6月においてスポットにて、短期財務調査（ショートレビュー）を依頼しており、報酬を支払いましたが、当社の独立性基準において多額には該当せず、十分に独立性を有していると判断しております。	中村勝典氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い見識及び豊富な経験から中立的な立場としてアドバイスが頂けるものと判断し選任しております。また、同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員として届け出ております。

大山 亨	○	該当なし	大山亨氏は、経営コンサルタントとして長年株式公開指導に当たっており、また複数の上場企業の社外監査役としての実績を積んでおられることから、その経験により中立的な立場としてアドバイスが頂けるものと判断し選任しております。また、同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員として届け出ております。
------	---	------	---

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員について、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準等を参考にして、経歴や当社との関係を踏まえて、会社法に定める要件に該当し、独立性を有していると判断した人物を独立役員として選任しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、ストックオプション制度を採用しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

特記事項はありません。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。なお、取締役及び監査役の報酬は、それぞれ役員区分ごとの総額にて開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役及び監査役の報酬額につきましては、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において、取締役会の授権を受けた代表取締役が「役員報酬に関する内規」に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役会の協議により決定しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)のサポートは、内部監査室及び管理部人事総務グループで行っております。

取締役会の資料は、原則として取締役会事務局である管理部人事総務グループより事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また必要に応じて適宜、電子メールや電話などにより情報伝達を実施しております。

また、社外取締役に対しては、管理部人事総務グループより重要会議の議事、結果を報告しております。社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査・会計監査・内部監査等の情報共有を適宜実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社法に基づく機関設計として、取締役会、監査役会を設置するとともに、内部監査室を設置しております。監査役3名は、すべて社外監査役を選任しており、外部の視点からの経営監査機能は有効に機能するものと判断しており、これらの機関の相互連携によって適切な経営を図っております。

1. 取締役及び取締役会

当社の取締役会は4名(うち社外取締役1名)で構成されており、取締役会規程に則り、毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、会社の意思決定機関として経営方針やその他の重要事項について審議及び意思決定を行っております。また、取締役会には監査役3名(うち社外監査役3名)が出席し、必要に応じて意見陳述を行っております。

2. 監査役及び監査役会

当社の監査役会は常勤監査役1名(社外監査役)と非常勤監査役2名(社外監査役)により構成されており、毎月1回の他、必要に応じて監査役会を開催しております。監査役は、取締役の法令・定款遵守状況及び職務執行状況が有効に行われているかの監査に努めております。

監査役は取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、社員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

3. 内部監査室

当社は代表取締役社長直轄として内部監査室を設置、担当者1名を選任し、当社の業務監査を実施しております。内部監査担当者は、当社監査役や監査法人と連携を取り、当社業務の監視を行っております。

4. 会計監査人

当社は、新日本監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社であり、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。また、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員2名を選任し、権限委譲するとともに、日常的に業務を監視する役割として内部監査を実施しております。経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を取締役会が持つことにより、経営効率の向上と的確かつ戦略的な経営判断が可能な経営体制をとっております。

さらに取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、社外取締役1名を選任するとともに、監査役3名とも社外監査役としています。

社外取締役は、弁護士資格を有しており、企業法務の専門的な知識・経験等に基づく見識をもとに、取締役会に対して的確な提言と監視機能を果たしています。さらに、3名の社外監査役はそれぞれ高い専門性を有し、その専門的見地からの的確な経営監視を実行しております。

社外取締役及び社外監査役の有する会社経営、会計財務、企業法務等に関する経験や専門的な知見に基づき、社外の視点から監督又は監査を行うことにより、経営監視機能の客観性及び中立性を確

保しております。また、社外取締役及び社外監査役の4名はそれぞれ、当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じる恐れがなく、独立役員として選任しています。
今後もガバナンス体制の向上を継続して検討していきますが、現状においては監査役会設置会社としての現体制を基礎に、ガバナンス体制の向上を図ることが適当と判断しています。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日は、集中日を避けるよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ内にディスクロージャーポリシーを掲載し、開示方法、沈黙期間について公表いたします。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	上場後は、年度決算と中間決算の年2回の決算説明会を定期的に開催することを予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	上場後は、年度決算と中間決算の年2回の決算説明会を定期的に開催するに加え、主要な機関投資家への訪問を予定しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	
IR資料をホームページ掲載	当社のホームページにIR専門サイトを開設し、IR資料を掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部を担当部署として設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	役員、従業員が企業活動を通じて最優先すべき行動規範「vision」「mission」「value」「member」を定め、また各事業活動の基本的考え、原理原則を明文化した「コンプライアンスマニュアル」「リスク・コンプライアンス管理規程」を定め、不動産関連事業に従事する者として高い倫理観をもった行動について規定し、社内への周知・徹底を図っております。

環境保全活動、CSR 活動等の実施	当社の本店所在地、埼玉県川口市から J リーグを目指しているサッカーチーム「アヴェントゥーラ川口」への協賛を行い地域密着企業として応援を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主や投資家の方をはじめ全てのステークホルダーに対し、経営方針や財務情報など適時適切に開示することを基本とし、社会から信頼される透明性の高い経営を進める方針であります。当社は、上記を明確にするため「適時開示マニュアル」を定め、適時開示体制を整備するとともに金融商品取引法並びに東京証券取引所が定める「有価証券上場規程」に基づいた情報を TDnet 及び当社のホームページ内の IR サイトにて開示してまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、平成 28 年 6 月 16 日の取締役会にて、「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議しており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

内部統制システム構築に関する基本方針

1. 取締役及び使用人（以下「取締役等」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじ、かつ、社会的責任を果たすため「リスク・コンプライアンス管理規程」を取締役等に周知徹底させる。
 - (2) コンプライアンス担当責任者は取締役管理部長とし、コンプライアンス担当部門を管理部とする。管理部は、取締役等にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、コンプライアンスに関する知識を高め、これを尊重する意識を醸成する。
 - (3) 「取締役会規程」及び「会議体規程」に基づき、会議体において各取締役及び各部門長の職務の執行状況について報告がなされる体制を整備する。
 - (4) 組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた「職務分掌規程」、及び各職位の責任体制の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」に基づき、これらの規程に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応する。
 - (5) 「リスク・コンプライアンスホットライン」及び「サービスに関するお問合せ窓口」を設置し、広く社内外からの情報の入手及びその活用を図る体制を整備する。リスク・コンプライアンスホットラインの運用は、「リスク・コンプライアンス管理規程」に従い、取締役等が社内での法令違反行為等についての相談または通報を行いやすい体制を構築するとともに、相談者・通報者に対して不利益な取扱いを行わないこととする。
 - (6) 内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、高い専門性及び倫理観を有する内部監査人による監査を実施する。
2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 「取締役会規程」に基づき、月 1 回の定例取締役会並びに随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。
 - (2) 迅速かつ効率的な業務執行を行うため、部門会議等を開催し、その検討結果を経て取締役会で決議することとする。
 - (3) 予算制度に基づき、月次業績をタイムリーに把握し、必要に応じ対応策を検討・実施する。
3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行状況の報告は、取締役会議事録等の文書（関連資料および電子媒体等に記録されたものを含む以下「文書」という）に保存され、その情報の管理については、「文書管理規程」および「情報セキュリティ管理規程」の定めるところによる。
4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理担当責任者は取締役管理部長とし、リスク管理の統括部門は管理部とする。リスク管理担当責任者並びに管理部は、「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき、事業全体の

リスクを網羅的に把握・管理する体制（以下「リスク管理体制」という）の構築を行い、これを運用するリスク管理体制は、社会環境の変化に対応する。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 社長は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要項目の一つと位置づけ、財務報告の信頼性確保を推進する。
- (2) 財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
- (3) 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人により、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を社長に報告する。
- (4) 必要に応じて金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえ、諸規程の整備及び運営を行う。

6. 監査役監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、適切な人員を選定することができる。
- (2) 当該使用人に対する指示の実効性と取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の同意を要するものとする。
- (3) 取締役等は、法定事項の他以下の事項を監査役に報告する。
 - ① 当社の経営・業績に影響を及ぼす重要な事項。
 - ② 当社の内部監査部門の活動概要。
 - ③ 当社の内部統制に関する活動概要。
 - ④ リスク・コンプライアンスホットラインの運用・通報の状況。
- (4) 会社は、監査役へ報告した者に、当該報告をしたことを理由として人事上の不利な取扱いをしてはならない。
- (5) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる。
- (6) 監査役職務の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役職務に必要でないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。
- (7) 監査役会は、代表取締役、会計監査人、内部監査人と定期的な会議等を持ち、また監査役と内部監査人・会計監査人との十分な連携を図ることにより、監査が実効的に行われるための体制を整備する。
- (8) 監査役会は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じ取締役等に対し、その説明を求めることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、健全な会社経営のため、代表取締役社長名による「反社会的勢力排除宣言」において、反社会的勢力とは決して関わりを持たずまた不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。

2. 整備状況

- (1) 「反社会的勢力排除宣言」及び「反社会的勢力排除規程」を制定し、全ての役員及び従業員に周知を徹底しております。また「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、反社会的勢力からの不当要求等への組織的な対応体制等を定め研修等で周知徹底を行っております。
- (2) 反社会的勢力の排除を推進するために各部門に不当要求防止対策担当者を設置し、不当要求、組織暴力および犯罪行為に対しては、速やかに対応できる体制を整備しております。
- (3) 反社会的勢力調査マニュアルに基づき、新規取引先においては取引開始前に、既存取引先については年1回の頻度で、反社会的勢力との関係に関する確認を行っております。また取引の基本契約書に反社会的勢力との関係排除に関する条項を設け、反社会的勢力の排除に努めております。
- (4) 反社会的勢力からの不当要求に備え、所轄警察署・暴力追放運動推進センター・顧問弁護士等の外部専門機関との連携を図っております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、株主、顧客、取引先、従業員等の利害関係者に対して経営責任と説明責任を果たし、企業価値の最大化を図るために、経営の健全性、透明性を担保するための組織体制を整備し、適切な情報開示を行うとともに透明性の高い経営に取り組むことをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

1. コーポレート・ガバナンス体制

【コーポレート・ガバナンス体制（模式図）】をご参照ください。

2. 適時開示体制

当社は、会社法、金融商品取引法等の関係法令及び当社が株式を上場している東京証券取引所の定める適時開示規則に従い情報開示を行います。また、適時開示規則に該当しない非財務情報を含む会社情報につきましても、投資判断に有用であると判断した情報に関しましては、適時性及び公平性を考慮しながら自発的な開示に努めます。

【会社情報の審議と開示手続き】

(1) 決定事実・決算に関する情報

決定事実に関する重要な情報については、所管部門から管理部に報告され、管理部での審議の後取締役会に上程し、決議後速やかに情報開示を行います。

(2) 発生事実に関する情報

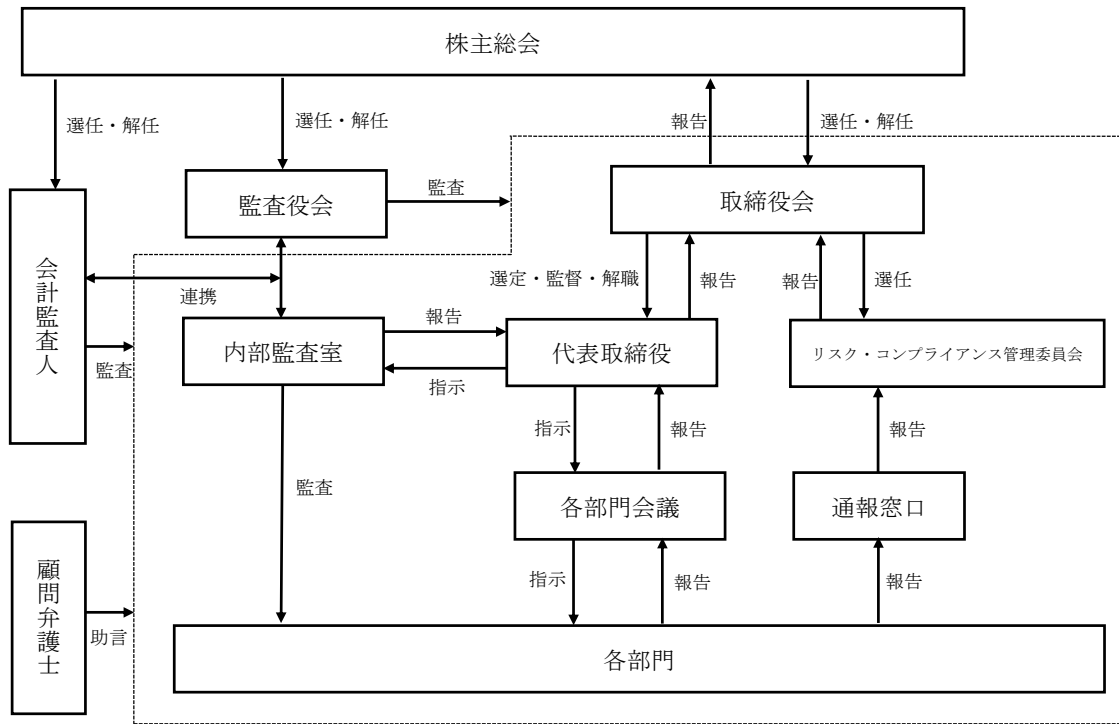
重大災害や訴訟の提起等の重要な情報については、該当事項を認識した所管部門から管理部に報告され、情報開示担当役員である専務取締役並びに代表取締役社長に報告の後、取締役会での決議または、代表取締役社長の指示に従い速やかに情報開示を行います。

【情報取扱責任者とその役割】

適時開示規則に定める情報取扱責任者に関しては、取締役管理部長がその任に当たり、当該規則に定められた職務を担当し、証券取引所と随時協議し、最善の情報開示に努めてまいります。

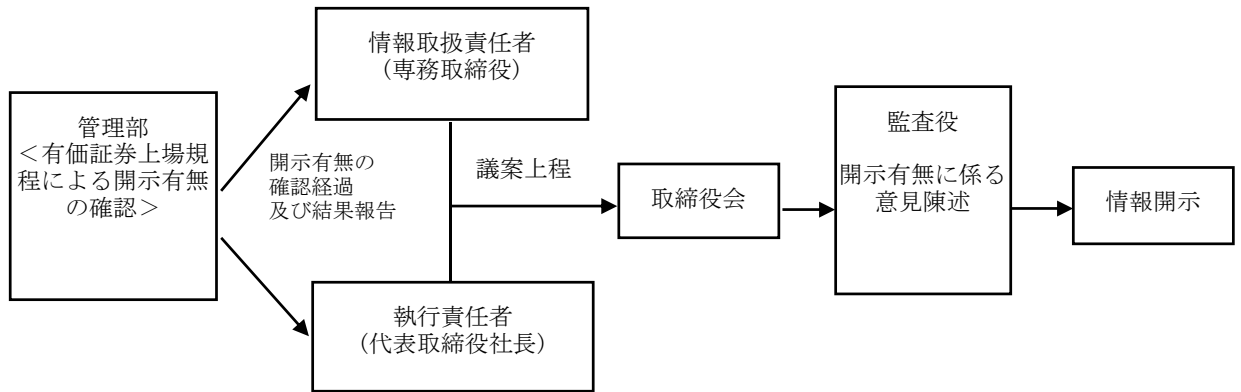
【適時開示体制の概要（模式図）】をご参照ください。

【コーポレート・ガバナンス体制（模式図）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



<当社に係る発生事実にに関する情報>

